火災予防上必要な業務に関する計画書

**第１　目的及び適用範囲**

１　目　的

　この計画は、太田市火災予防条例第４２条の３に基づき、(催し名称)

　　　　　　　　　　　　（以下「催し」という）における火災予防上必要な業務に関する事項を定め、火災その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲

　　この計画に定めた事項については、催しに関係するすべての者に適用する。

**第２　主催者、防火担当者の業務と権限**

１　主催者

（１）主催者は、催しに関する火災予防上必要な業務について、すべての責任を持つものとする。

（２）主催者は、関係者の中から防火担当者を定め、火災予防上必要な業務を行わせなければならない。

（３）主催者は、催しに出店する露店等の開設者（以下「出店者」という）から、事前に別紙１を提出させ、火気器具等の使用及び危険物の取扱いの有無、火気器具等の種別、燃料、危険物品名・数量、保管方法、消火器設置の有無等を把握し、必要に応じて適切に事前指導するものとする。

（４）主催者は、防火担当者が火災予防上必要な業務に関する計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

（５）主催者は、防火担当者に対し指導監督を行うものとする。

２　防火担当者

　　防火担当者は、この計画の作成及び実行についてすべての権限を持って、次の業務を行う。

（１）火災予防上必要な業務に関する計画の作成（変更）する。

（２）別紙１により得た情報を基に火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画（別図）の作成をする。

（３）催し会場全体における火災予防上の統括管理を行う。

（４）出店者に対する指導監督を行う。

（５）災害発生時の初動対応の指揮命令を行う。

（６）防火担当者は所在を明確にしておく。

**第３　出店者の遵守事項**

（１）出店者は事前に主催者に対し別紙１により必要事項を報告しなければならない。

（２）出店者は、別紙２を遵守しなければならない。

（３）出店者は、主催者及び防火担当者の指示に従い、出火防止及び被害の軽減に努めなければならない。

（４）火災等災害発生時は速やかに防火担当者に報告するとともに、別紙３により、初期消火、通報、避難誘導を行わなければならない。

**第４　催し当日の会場等確認**

防火担当者は、開催前及び開催中に会場内の確認をする。

　また、その結果を主催者に報告する。

**第５　災害発生時の初動体制**

火災等災害発生時の初動体制等については、別紙３のとおりとする。

**第６　その他**

　１　この計画に変更等が生じた場合は速やかに関係者に周知及び消防機関へ連絡し、必要に応じ差替え等をする。

２　主催者は、この計画を催し本部に常備し、関係するすべての者に周知する。

３　主催者は、出店者に、別紙２、別紙３を事前に配布するとともに、内容を周知する。

４　緊急連絡先

・主催者

・露店関係責任者

・管轄消防署

・管轄警察署

・

・

出店内容確認票

〔催し名称　　　　　　　　　　　　　〕

**別紙１**

|  |  |
| --- | --- |
| 露店等を開設する者 | 住所 |
| 氏名 |
| 電話 |
| 開設期間・営業時間 | 　　年　　月　　日 ～ 　　　　年　　月　　日　 　 　時　　分　～　　時　　分 |
| 露　店　の　種　類 | （例　やきそば） |
| 消火器の設置 | 有　　・　　無 |
| 火気の取扱い | 有　　・　　無 |
| **火気の取扱いが「有」の場合、以下も記入して下さい。** |
| 火気器具等 | 種別（例 コンロ,フライヤー,発電機） |
| 燃料　　　　　　　　　　　　　　　（例 ＬＰＧ,ガソリン,電気） |
| 危険物持込み有 ・ 無 | 品名　　　　　　　　　　　　　 　（例 ガソリン,軽油,灯油） |
| 数量 |
| 保管方法 |
| 現 場 責 任 者 | 氏名 |
| 電話 |
|  |
| 開設位置（主催者が記入） |  |

出店者の遵守事項

**別紙２**

**○共通事項**

・出店中は本計画の内容を遵守すること。

・主催者、防火担当者の指示に従い、出火防止及び被害の軽減に努めなければならない。

・火災等の災害発生時は、速やかに防火担当者に報告するとともに、別紙３により、初期消火、通報、避難誘導を行わなければならない。

**○火気取扱い時の遵守事項**

・主催者（防火担当者）が火災予防上必要な業務に関する計画を作成するに当たり、別紙１により火気器具の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様などの情報を提供し協力すること。

・消火器を設置すること。

・ガスボンベは直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置し、鎖等で転倒しないよう固定すること。

・ガスボンベと火気器具をつなぐゴムホースはひび割れ等劣化の無いものを使用すること。また、接続部はホースバンド等で締め付けること。

・火気器具の周囲に可燃物を置かないこと。

**○危険物品取扱い時の遵守事項**

・ 露店等の照明用等に発電機を使用する場合は、あらかじめ燃料を満タンにし、閉店まで給油をしないようにすること。やむを得ず給油をする場合は、防火担当者に連絡し、防火担当者立会いの下、必ずエンジンを停止してから行うことを徹底し、ガソリン携行缶開栓前にエア抜きを行うこと。

・ ガソリン携行缶からガソリン蒸気が流出しないよう、密栓するとともに、貯蔵・取扱いを行う場所は、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所とすること。特に夏場は、ガソリン蒸気圧が高くなるので注意すること。

火災等災害発生時の初動体制

**別紙３**

**１防火担当者**

火災等災害の状況を把握し、初期消火、避難誘導を指揮する。

**２出店者**

　火災等災害が発生した場合は、防火担当者に連絡をするとともに、下記により、初期消火、通報、避難誘導を行う。

**３主催関係者、実行委員等**

主催者、防火担当者の指揮の下、速やかに初期消火、避難誘導にあたる。

|  |  |
| --- | --- |
| 初期消火 | ・出火元の関係者が設置されている消火器にて行う。・近隣の者は消火器を持ち消火を手伝う。 |
| 通報（１１９） | ・出火元の関係者あるいは災害発生元の近隣の者が行う。　（その際発生場所等の詳細な情報を伝えること。）・近隣の者は防火担当者（催し本部等）に連絡を行う。 |
| 避難誘導 | ・災害発生元の近隣の者、主催関係者等が行う。1. 周囲に災害の発生を周知させる。
2. 周囲の者と協力し、避難誘導及び避難動線の確保を行う。
3. 緊急車両の進入経路の確保、誘導を行う。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主催者 | 氏名 | 携帯電話等 |
| 催し本部等 | 氏名 | 携帯電話等 |
| 防火担当者 | 氏名 | 携帯電話等 |